

舛添都知事の政治資金疑惑等の全容解明と自ら速やかな出处進退の判断を求める意見書

舛添要一東京都知事の高額の海外出張、公用車の私的利用、政治資金の不適切な使用疑惑は、多くの都民が不信を抱き、厳しい批判の声があがっている。舛添都知事からは納得のいく説明がされていない。

高額の海外出張問題では、航空機のファーストクラス利用やホテルのスイートルーム利用など、知事の旅費条例に規定する上限をはるかに超えていた。貴賓室利用や不必要に多い随行員など問題が多数指摘されている。

公用車利用においては、出発または到着先が公務の場合のみが対象とされているのに、自宅から湯河原の別荘に向かって公用車を使用するなど、公用車の公私混同疑惑も深刻である。

政治資金に関する疑惑では、千葉のホテルに家族で宿泊した費用を政治資金から会議費として支出したり、私的な飲食費などを計上したほか、漫画、衣料品、美術品の購入などが指摘されている。

舛添都知事は、自らの記者会見、弁護士による調査報告書の公表、都議会での所信表明演説、代表質問及び一般質問に対する答弁で疑惑に対して言及しているが、いずれも不十分で説明責任を果たしておらず、疑惑は深まるばかりである。

舛添都知事の一連の疑惑について、都民から「納得がいかない」「都民の信頼を失った人物にこれ以上知事を任せられない」との声が殺到している。

舛添都知事は世論を真摯に受け止め、自ら公私混同、政治資金不正使用の全容を明らかにし、政治家としての政治的・道義的責任をとるべきである。

よって、八王子市議会は、舛添都知事に対し、一連の疑惑についての全容を明らかにしたうえで、都民の厳しい世論を踏まえ、自ら速やかな出处進退の判断を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月14日

議 長 名

東 京 都 知 事 あて

沖縄での元米海兵隊員・軍属による女性暴行殺人・遺体遺棄事件に抗議し、
日米地位協定の見直しを視野に入れた実効性のある対策を求める意見書

沖縄県うるま市で20歳の女性が4月下旬から行方不明となっていた事件で、5月19日に沖縄県警が元米海兵隊員で嘉手納基地に勤める米軍属の男性を死体遺棄容疑で逮捕し、同容疑者の供述に基づき同県恩納村で女性の遺体が発見された。

同容疑者は取り調べに対し「強姦し発覚を恐れて殺害した」という趣旨の供述をしている。女性の人権が暴力によって踏みにじられ、将来ある若者の命が無残にも奪われたことは、沖縄のみならず日本全国に恐怖と怒りを呼び起こした。被害女性並びに遺族の無念は計り知れず、残忍で凶悪な今回の事件は断じて許せない。

本土復帰した1972年5月15日から昨年末までの間、沖縄県内での米兵や軍属、その家族による犯罪は、検挙されたものだけで5,800件に上っている。うち、殺人・強盗などの凶悪犯罪は574件、強姦だけでも129件となっている。事件のたびに「綱紀粛正」「再発防止」が表明されてきたが、今回の事件はその実効性に対する不信感を増幅させている。

米兵・軍属による事件・犯罪の背景には、公務中であれば一次裁判権は米側がもち、「公務外」であっても、米軍が被疑者を先に確保したら、身柄を日本に渡さなくてもいいことになっている不平等な日米地位協定がある。うるま市の事件後、政府が発表した対策は、防犯灯や防犯カメラの設置、防犯パトロールの強化などにとどまり、日米地位協定の見直しについては言及していない。6月5日には嘉手納町で米兵の女性が酒酔い運転で2台の車と衝突し2人を負傷させる事件が発生しており、怒りと不安はさらに広がっている。

よって、八王子市議会は、政府に対し、一連の事件に強く抗議するとともに、再び米兵・軍属による事件が起きないようにするため、下記の対策を講じることを強く求めるものである。

記

1. 米国政府に対し、被害者遺族に寄りそった補償をさせること。
2. 米兵・軍属等の綱紀粛正と研修における人権教育を徹底させるとともに、日米地位協定の見直しを視野に入れた実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年6月24日

議 長 名

内閣総理大臣	} あて
総務大臣	
外務大臣	
防衛大臣	

被災者生活再建支援法の拡充を求める意見書

4月に相次いで最大震度7を記録した熊本県・大分県を中心にした地震災害（熊本地震）は、直接的な死者49人、行方不明者1人、避難生活で命を失う震災関連死の犠牲も含め、建物や宅地に甚大な被害を引き起こした。体を感じる揺れは千数百回を超えてもおさまらず、被災者の不安が続いており、日本の観測史上未経験の状況となっている。

最初の揺れでは持ちこたえた建物も繰り返す揺れで倒壊したもの、危険になるケースも生まれ、新耐震基準で建築されたものも含め建物の全半壊、損壊が7万棟以上にのぼり、役場や病院、避難所となるはずの学校などまで使用不能に陥っている。

政府においては、熊本地震の復旧・復興のための補正予算を編成し対応にあたっているところであるが、とりわけ被災者が切実に願っているのは安心の住まいの確保である。プライバシーを確保し、十分な睡眠、入浴、食事、団らんを得るために住宅の確保・再建が欠かせない。住宅再建は単に個人レベルの問題ではなく、地域社会の復興にかかわる問題である。東日本大震災以降の建築費の高騰という状況もあり、先の見通しが持てないでいる被災者が住宅再建に希望を持てるようにすることは復興の基礎となるものである。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、下記の内容で被災者生活再建支援法を改正し被災者の住宅再建支援を拡充することを強く求めるものである。

記

1. 総額300万円を上限としている住宅再建支援金を増額すること。
2. 支給対象世帯の範囲を全壊世帯から半壊世帯・一部損壊世帯への拡充を検討すること。
3. 被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合を2分の1から引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年6月24日

議 長 名

衆 議 院 議 長	}	あて
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
財 務 大 臣		
防 災 担 当 大 臣		
内 閣 官 房 長 官		

介護保険制度の保険給付から「要介護１・２」を外さないことを求める意見書

第７期（２０１８～２０２０年度）の介護保険事業計画に向けた制度改正の議論が、社会保障審議会介護保険部会で始まった。制度見直しにあたっては、これまでの取り組みをさらに進め、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことが重要とされている。今回の議論の争点として注目されているのは、軽度者に対する負担と給付の見直しである。その背景には、財政制度等審議会や、経済財政諮問会議から、具体的に、生活援助サービスや福祉用具貸与、その他の給付について、給付見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方も含め、関係審議会で検討、２０１６年末までに結論を出し、法改正が必要なものについては、２０１７年通常国会に法案を提出することが要請されていることがある。

２０１５年改定により、予防給付（要支援１・２）の訪問介護と通所介護が市町村事業の日常生活総合支援事業へ移行することになったばかりである。この、前制度改正について、全く検証されていないばかりか、自治体では、移行が円滑に進んでいるとは言い難い状況のなか、今度は軽度者（要介護１・２が想定）の生活援助サービスや福祉用具貸与等が、保険給付から外されようとしていることに、市民は、大きな不安を感じている。

給付重点化の主張の理由としては、制度の持続性が言われているが、軽度介護者にとっての生活援助サービス等は、重度化の予防につながるものである。これを保険給付から外すことは、高齢者の在宅生活を脅かすばかりでなく、将来的な給付費用の増大につながり、むしろ、制度の持続可能性に対しても逆効果である。特に、都市部では、今後、独り暮らしや認知症の高齢者数が急増する。政府の掲げる「介護離職ゼロ」も、在宅サービスを拡充し、早期に適切なサービスにつなげられる基盤整備があつてこそである。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、要介護１・２の要介護者が、在宅で安心して暮らしていくために、これまで通り介護保険給付を行うこと、また、その他の制度見直しについても、慎重に検討することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０１６年６月２４日

議 長 名

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
総 務 大 臣	
厚 生 労 働 大 臣	

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

福島原発事故から5年になるが、福島第一原発は事故収束の見通しも立たず、政府の原子力緊急事態宣言はいまだ解除されていない。長引く事故の影響の下、原発事故被災者はふるさとを追われて家族や地域が分断されたまま、長期の避難生活を強いられている。

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに新たな方針を打ち出した。「年間積算線量20ミリシーベルト以下・日常インフラの復旧・住民との協議」の3要件により、避難指示区域指定の解除、区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、損害賠償の2018年3月打ち切りという、原発事故被災者に打撃を与えるものである。これを受け、福島県が公表した「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率でわずか2年間で終えようとするものだった。

しかし、多くの区域外避難者（自主避難者）、特に放射能の影響を受けやすい小さな子どもの親たちは避難の継続を希望している。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めている。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅支援策は、「原発子ども・被災者支援法」に基づき、憲法に定める生存権が保障されるものでなければならない。

よって、八王子市議会は、政府及び東京都に対し、すべての原発被災者の生存権を保障するために、下記の点を求めるものである。

記

1. 住宅支援について避難当事者の意見を十分に聴取する場を設け、反映させること。
2. 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して2017年3月で退去を迫らないこと。
3. 原発事故汚染に対処するため、「原発事故子ども・被災者支援法」を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。
4. 東京都は、空き家入居者募集の際には優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。また、空き家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年6月24日

議 長 名

内閣総理大臣	} あて
総務大臣	
国土交通大臣	
復興大臣	
東京都知事	